平成２９年（フ）第２０４８号
札幌市北区屯田５条２丁目２番14号
債務者　倉田　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７４号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番７－404号
債務者　宮越　直人
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７５号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番７－404号
債務者　宮越　　愛（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９４号
札幌市白石区北郷５条５丁目６番５号　コーポ橋田５号
債務者　渡邉　成信
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０号
札幌市北区屯田９条６丁目１番５－203号
債務者　川井　　望（旧姓平賀）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６号
札幌市東区北13条東10丁目１番20－103号
債務者　宮内　隼人
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１２４号
札幌市西区西町北２丁目２番10号　グランツハイム101号
債務者　河原木初枝
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３７号
札幌市豊平区平岸２条12丁目４番14号　高沼マンション302号
債務者　敦賀　一浩
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２９号
千葉県市川市欠真間１丁目14番22－302号（サン・ガーデン'88）
債務者　鯉淵　愛媛
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３３号
千葉市若葉区桜木３丁目24番９号
債務者　田代　実貴
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５６５号
千葉県市原市五井西２丁目14番地20　ボナールＢ103号室
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０９号
千葉県習志野市谷津５丁目７番21号　ツインコーポ谷津Ｂ－102号
債務者　澁谷　和紀
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６１５号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区22棟406号
債務者　渡邊　孝之
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９号
千葉県船橋市習志野台８丁目46番７号　アトレティコ102号
債務者　安澤　　宏
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３号
千葉県市川市鬼越２丁目５番17－302号　（フラワーハイツ）
債務者　成田　礼子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４７号
千葉市若葉区みつわ台２丁目24番12号　ロジュマンマエバラＢ棟102号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
千葉県船橋市三山５丁目39番９号
債務者　大野千惠子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係